

## 1 件名 三浦市下水道条例の一部を改正する条例の基本方針

### 2 提案の根拠・理由

本市の公共下水道事業は、令和5年度からコンセッション方式を導入する等経営改善に向けた取組を実施している。しかし人口減少により下水道使用料収入は減少し、近年の物価高騰等の影響により、改築更新費、建設改良費は今後増加する見込みであることから、一般会計繰入金を縮減することが困難という課題がある。

この課題に対応するため、現在、令和8年度から10年間を計画期間とする「三浦市公共下水道事業経営戦略」の策定に向けて準備を進めており、投資・財政計画を作るにあたり下水道使用料改定の検討を実施した。

検討結果を踏まえ、下水道使用料の基本使用料及び従量使用料について、16.0%の値上げとなる改定を実施する必要があるため、基本使用料及び従量使用料の金額に係る規定について改正を行うものである。

### 3 条例の内容

基本使用料及び従量使用料の金額に係る規定について、改定に伴う必要な規定の改正を行うもの（裏面参照）

### 4 施行期日

令和8年7月1日

### 5 経過措置

改正後の規定は、施行日以後の公共下水道の使用に係る使用料について適用し、施行日前の公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。この場合において、施行日前から引き続き継続する公共下水道の使用に係る使用料であって、施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定するものの額については、各日において使用者が排除した汚水の量を均等とみなし、日割りで算定するものとする。

別表

基本使用料 (10 m<sup>3</sup>以下)

区分	金額	
一般汚水	1, 050円	<u>1, 218円</u>
業務等汚水	2, 101円	<u>2, 437円</u>
公衆浴場等汚水	111円	<u>129円</u>

従量使用料

区分	金額 (1 m <sup>3</sup> につき)		
一般汚水及び 業務等汚水	1 1～2 0 m <sup>3</sup>	1 7 2円	<u>2 0 0円</u>
	2 1～3 0 m <sup>3</sup>	1 9 7円	<u>2 2 9円</u>
	3 1～4 0 m <sup>3</sup>	2 3 5円	<u>2 7 3円</u>
	4 1～5 0 m <sup>3</sup>	2 7 1円	<u>3 1 4円</u>
	5 1～1 0 0 m <sup>3</sup>	3 2 1円	<u>3 7 2円</u>
	1 0 1～2 0 0 m <sup>3</sup>	3 4 6円	<u>4 0 1円</u>
	2 0 1～3 0 0 m <sup>3</sup>	3 7 1円	<u>4 3 0円</u>
	3 0 1 m <sup>3</sup> ～	3 9 6円	<u>4 5 9円</u>
公衆浴場等汚水	1 1 m <sup>3</sup> ～	1 0円	<u>1 2円</u>

1か月当たり [税抜]